

労働関係法令Ⅱ

科目ナンバリング SOL-302
選択 2単位

塚越 賢一郎

1. 授業の概要(ねらい)

労働者が仕事中に負傷することや仕事が原因で病気に罹ることを労働災害といいます。労働災害は、労働者自身にとっても企業にとっても大きな損失となりますので、労働災害のない安全で健康的な職場が確保されなければなりません。この講義では、労働関係法令Iの内容とも関連しつつ、労働災害のない安全で健康的な職場環境を実現するための仕組みについて説明し、労働安全衛生法令が近い将来に就職する学生にとって身近なものであることを認識してもらうことをねらいとしています。

2. 授業の到達目標

労働災害を防止し、労働者の安全衛生を確保することを目的としている労働安全衛生法およびその関係法令の意義・役割・機能などの知識を習得し、労働安全衛生に関する具体的問題に対処するための必要な法令等を臨機応変に参照できるようにすることが目標です。

なお、第一種衛生管理者の免許の取得を目指す場合には、同衛生管理者としての職務の概要及び法的役割について理解することも目標となります。

3. 成績評価の方法および基準

成績評価は、授業ごとに行われる小テスト(講義テスト)の結果と定期試験の結果を総合して決定します。

4. 教科書・参考文献

教科書

中央労働災害防止協会 『衛生管理 下 第1種用』(第12版・発行予定)

5. 準備学修の内容

普段からテレビ・新聞・インターネット等で報道される労働災害に関する記事等に関心を持ち、専門用語等不明なところがあればテキストや参考書で確認する癖をつけておくことが望ましいです。また、新たに学ぶ労働安全衛生法令上の仕組みや制度については、労働災害防止の観点からなぜそれらが設けられたのかを自分で考えてもらおうと、その理解が一層深まります。事前にLMS上において講義に使用する資料を公開しますので、予習の上で講義に臨んでもらいたいです。

6. その他履修上の注意事項

講義の内容は、就職後にどのような職場においても重要な問題となり得ます。就職後にも役立つものといえますので、積極的に受講してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーション(授業の目的、内容、進め方等)
- 【第2回】 労働安全衛生法の制定・改正の経緯、労働安全衛生法の目的、事業者の責務、適用範囲等
- 【第3回】 労働災害防止計画等、安全衛生管理体制の概略
- 【第4回】 安全衛生管理体制(1)―通常の事業場における安全衛生管理体制
- 【第5回】 安全衛生管理体制(2)―下請混在事業場における安全衛生管理体制等
- 【第6回】 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
- 【第7回】 機械等に関する規制
- 【第8回】 危険物および有害物に関する規制
- 【第9回】 労働者の就業に当たっての措置(安全衛生教育・就業制限)
- 【第10回】 作業環境管理・作業管理等
- 【第11回】 健康管理・健康の保持増進のための措置
- 【第12回】 快適職場の形成等
- 【第13回】 安全衛生改善計画等
- 【第14回】 労働安全衛生法に基づく関係政省令のうちの主なもの
- 【第15回】 作業環境測定法、じん肺法等の労働安全衛生関係法令の概要等